

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース
(第7回会合)

これまでの加速化措置のフォローアップ、効果の検証

関係省庁 説明資料

平成26年5月27日

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース
(第7回会合)

これまでの加速化措置のフォローアップ、効果の検証

復興庁 説明資料

平成26年5月27日

(加速化措置)

- 市町村まちづくり担当者に対する研修の実施

(主な効果)

- 計6回の研修会実施により、市町村まちづくり担当者に対し商業集積等に係るノウハウを提供。

〈主な対応状況(フォローアップ)〉

- 商業集積と商店街再生、産業用地確保と企業誘致を進める上でのノウハウなどを提供する研修会を岩手、宮城及び福島各復興局において計6回開催。
- 研修対象は、市町村担当者のほか、まちづくり会社、商工会・商工会議所等のまちづくり関係者。
- 外部講師として、商業施設企画開発の専門家(民間)、(一財)日本立地センターを招へい(講師派遣には、震災復興アドバイザー派遣制度を活用)。また、復興庁、中小企業庁及び経済産業省東北経済産業局担当者が国の支援制度を説明。

〈効果の検証〉

- 6回の研修会合計で、市町村、まちづくり関係者ら延べ186名が参加。
- 参加者アンケートにおいて、
 - ・講義内容をおおむね理解できた
 - ・同様の研修を沿岸部や市町村単位で開催してほしい等の意見があった。



研修の様子

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース
(第7回会合)

これまでの加速化措置のフォローアップ、効果の検証

総務省 説明資料

平成26年5月27日

○26年度の被災市町村からの人材確保要望を取りまとめ、全国の市区町村に職員派遣等を要請(25年12月5日)
 ○引き続き、全国の市区町村に対して職員派遣を要請するほか、被災自治体における任期付職員の採用等の支援や被災市町村で働く意欲のある市区町村OB職員に関する情報提供を行うとともに、民間企業等への人的支援の協力を要請するなどの取組を進める。

1. 現在の主な対応状況

○全国の自治体から被災自治体(県及び市町村)へ派遣されている地方公務員は2,084人
 (うち市町村分 1,441人、うち県分 643人)(H25.10.1現在)

○H26年度 総務省スキームにおける被災市町村からの人材確保の要請数(H26.4現在)

※凡例:(H26.2.14現在→)H26.4.1現在
 (1,530人→)1,475人
 充足数:(647→)1,106人
 充足数との差:(883人→)369人

【総務省における被災市町村への支援】

1. 全国の市区町村への更なる職員派遣の要請

《現役職員の派遣決定数》
 (530人→)875人
 《任期付職員の派遣決定数》
 (27人→)51人

2. 被災自治体における任期付職員等の採用の支援

・任期付職員採用に必要な条例の制定や被災市町村における採用のほか、県による採用・県下市町村への派遣等について助言

《採用人数》
 (62人→)102人

3. 全国の市区町村OB職員の活用

・全国市長会・全国町村会の協力を得て、被災市町村で働く意欲のある市区町村のOB職員等の情報をリスト化して被災市町村へ提供するシステムを構築

《採用人数》
 (1人→)11人
 ※リスト登録人数 (29人→)36人

4. 民間企業等の人材の活用の促進

・被災自治体からの要望を受け、民間企業や自治体の第三セクター等(土地開発公社等の地方三公社、財団法人等)の従業員を在籍したまま被災自治体が受け入れる仕組みを整備
 ・経済・業界団体(経団連、日商、同友会等)を通じて民間企業に周知・要請
 ・自治体の第三セクター等(土地開発公社等の地方三公社、財団法人等)の職員の活用を図るため、各地方公共団体に対して協力を要請
 ・総務大臣による要請を受けた業界団体・民間企業による支援実績は別添のとおり

《民間企業等からの派遣人数》
 (13人→)20人

【新藤総務大臣による要請】

- (H25.4.23) 日本経済団体連合会 米倉会長
- (H25.5.10) 日本商工会議所 岡村会頭
- (H25.5.13) 経済同友会 長谷川代表幹事
- (H25.5.27) 日本補償コンサルタント協会 吉田会長
- (H25.6.20) 全国建設業協会 浅沼会長
- (H25.6.27) 建設コンサルタンツ協会 大島会長
- (H25.7.9) 全国測量設計業協会連合会 本島会長
- (H25.7.22) 日本建設業連合会 中村会長

2. 課題と今後の取組

○依然として369人の要請があることから、引き続き、人的支援の取組を推進

【1. について】

・引き続き、現役職員の派遣のほか、任期付職員の採用・派遣について要請

【2. について】

・被災自治体が行う任期付職員等の採用について、復興庁と協力して広報を実施

【3. について】

・被災市町村の採用状況を見ながら、OB職員情報の掘り起こしを行う

【4. について】

・復興庁と協力し、民間企業からの人的支援が進むよう働きかけを行う
 ・総務省で問い合わせを受けている民間企業からの人的支援の申出についてマッチングを進める

総務大臣による要請を受けた業界団体・民間企業による支援実績

○業界団体からの支援

<日本補償コンサルタント協会>

- ・ 25年8月19日岩手県大槌町と用地取得に係る委託契約を締結

5～7人の人的支援に相当する効果

○民間企業からの支援

<大日本住友製薬（株）>

- ・ 従業員2人が、25年10月1日から宮城県石巻市へ派遣

<清水建設（株）>

- ・ 従業員1人が、26年1月1日から福島県相馬市へ派遣

<鹿島建設（株）>

- ・ 従業員1人が、26年2月1日から岩手県陸前高田市へ派遣
- ・ 従業員5人が、26年4月1日から下記の市町へ派遣

岩手県 陸前高田市、大槌町

宮城県 山元町、七ヶ浜町

福島県 楢葉町

<帝人（株）>

- ・ 従業員2人が、26年4月1日から宮城県石巻市へ派遣

4月1日現在の総務大臣による要請を受けた民間企業従業員の派遣決定人数
11人

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース
(第7回会合)

これまでの加速化措置のフォローアップ、効果の検証

法務省 説明資料

平成26年5月27日

(加速化措置)

- 財産管理制度の運用状況の自治体への周知
- 円滑な財産管理制度の運用に向けた自治体と関係団体との連携強化

(主な効果)

- 財産管理人候補者の拡大
- 裁判所の審理手続の迅速化

<主な対応状況(フォローアップ)>

- 平成25年3月、最高裁事務総局、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対し、財産管理制度の円滑な活用に向けた協力を依頼。
- 法務省・最高裁事務総局において、申立てやその後の手続に関するQ&Aのモデルを作成して仙台高裁に提供。

〔裁判所の取組〕

- 仙台、盛岡及び福島の家裁において、上記モデルを参考にQ&Aを作成し、管内の自治体へ送付。
- 復興事案に係る自治体申立てについて、不在者の従来の住所地ではない買取対象不動産の所在地の家裁への申立てや買取対象不動産のみを記載した財産目録の提出をより広く許容するなど柔軟に対応。
- 行方不明者届等の活用による手続の簡素化。

〔選任状況等〕※平成25年4月1日以降に選任が申し立てられた復興関連のもの(平成26年3月31日時点)。各申立てにつき、取下げ及び手続中のものを除く。

- 財産管理人の選任93件(選任された財産管理人の内訳: 弁護士24名 司法書士25名 その他4名)
※複数の不在者に同一の財産管理人が選任された事例があるため、財産管理人の選任件数と内訳の合計数とは一致していない。
- 権限外行為の許可40件

<効果の検証>

- 財産管理人候補者の拡大
宮城県: 弁護士167名 司法書士94名 岩手県: 弁護士61名 司法書士102名 福島県: 弁護士85名 司法書士78名
- 裁判所の審理手続の迅速化(※申立時に必要な書類が揃っていることなどが前提)
選任申立てから選任までの期間 1か月程度→1~2週間程度に短縮
権限外行為の許可申立てから許可までの期間 3週間程度→1週間程度に短縮

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース
(第7回会合)

これまでの加速化措置のフォローアップ、効果の検証

文化庁 説明資料

平成26年5月27日

(加速化措置の内容)

(1)発掘調査の迅速化 (2)発掘調査体制の充実 (3)発掘調査費用の確保

1. 現在の主な対応状況

(1) 発掘調査の迅速化

- 被災地の各地の状況をきめ細かくフォローし、迅速化を支援(「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」の開催等)
- 民間組織の活用の促進

(2) 発掘調査体制の充実

- 増加する発掘調査ニーズに対応するため、派遣職員の増員を実施
- H26年度上半期の派遣職員数を62名確保

(3) 発掘調査費用の確保

- 「復興交付金」による発掘調査費用を確保
(29.4億円(H26.4時点))

2. 効果の検証

(1) 発掘調査の迅速化

- 復興事業の工期への影響を回避
- 発掘調査期間を短縮
- 会議の開催により、関係者の連携と情報共有が進み、迅速化に貢献
- 民間企業の参画で、人材と機材の確保が円滑化 (6か所で導入実施)

(2) 発掘調査体制の充実

- 事業量に応じた必要な人員を確保
(発掘調査と派遣職員数の増加)
H24 試掘調査:61件 本調査:14件 派遣職員数:32名
H25 試掘調査:128件 本調査:21件 派遣職員数:70名

(3) 発掘調査費用の確保

- 予算不足による発掘調査の遅延事例なし

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース
(第7回会合)

これまでの加速化措置のフォローアップ、効果の検証

農林水産省・水産庁 説明資料

平成26年5月27日

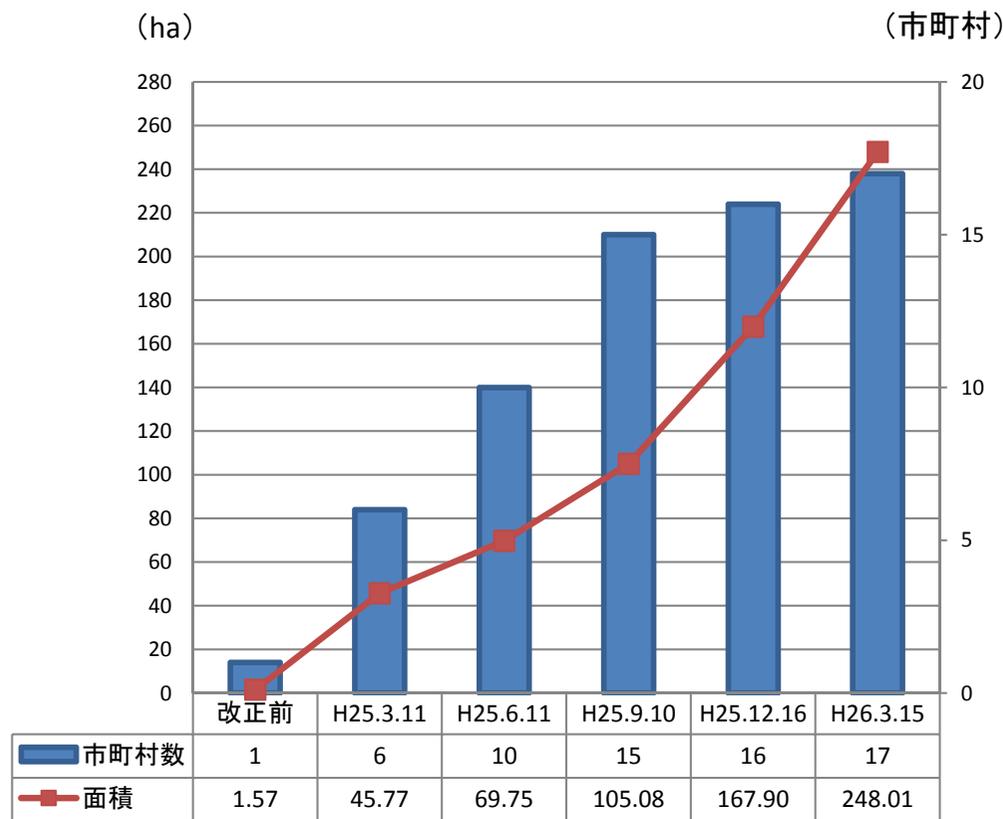
- ・東日本大震災の被災市町村が、集団移転促進事業を進めるために移転元の農地を買う場合、従来は農地として復旧するか、転用するかといった土地利用計画を明示して農地法の許可を受けることが必要であった。
- ・地元からの要請を受けて平成25年2月4日に省令改正を行い、市町村は農地法の許可なく農地を買い取ることができるよう措置。平成26年3月15日現在で3県17市町において農地の買取が進んでいる状況。

省令改正前後における移転元農地の市町村別買取状況(契約ベース)

(単位:ha)

県名	市町村名	改正前	H25.3.11	H25.6.11	H25.9.10	H25.12.16	H26.3.15
福島県	いわき市	-	-	-	1.10	2.60	3.40
	相馬市	-	-	1.47	16.40	27.50	29.06
	南相馬市	1.57	1.57	1.57	1.57	33.18	101.93
	新地町	-	11.10	13.00	13.60	14.70	15.20
宮城県	仙台市	-	1.10	3.81	7.00	7.67	8.64
	名取市	-	-	-	3.39	4.34	5.10
	塩竈市	-	-	-	-	-	0.07
	岩沼市	-	25.50	35.70	38.00	41.30	43.20
	東松島市	-	5.80	9.56	9.56	17.78	19.73
	亘理町	-	0.70	3.50	3.50	3.60	3.60
	七ヶ浜町	-	-	-	1.15	1.51	1.51
	女川町	-	-	0.03	0.03	0.03	0.03
岩手県	宮古市	-	-	-	0.78	2.32	2.53
	陸前高田市	-	-	-	6.70	7.60	8.40
	釜石市	-	-	-	-	0.15	0.22
	大槌町	-	-	0.82	1.70	2.67	3.84
	山田町	-	-	0.29	0.60	0.95	1.55
計		1.57	45.77	69.75	105.08	167.90	248.01

集団移転促進事業に係る移転元農地の買取実績



※数字は各時点での合計

（加速化措置）

- 農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携による移転跡地等の効率的な土地利用

（主な効果）

- 農地と移転跡地等が介在する地域において、農地整備の実施により移転跡地等の集約を図り、効率的な土地利用を実現するとともに、事業費を縮減

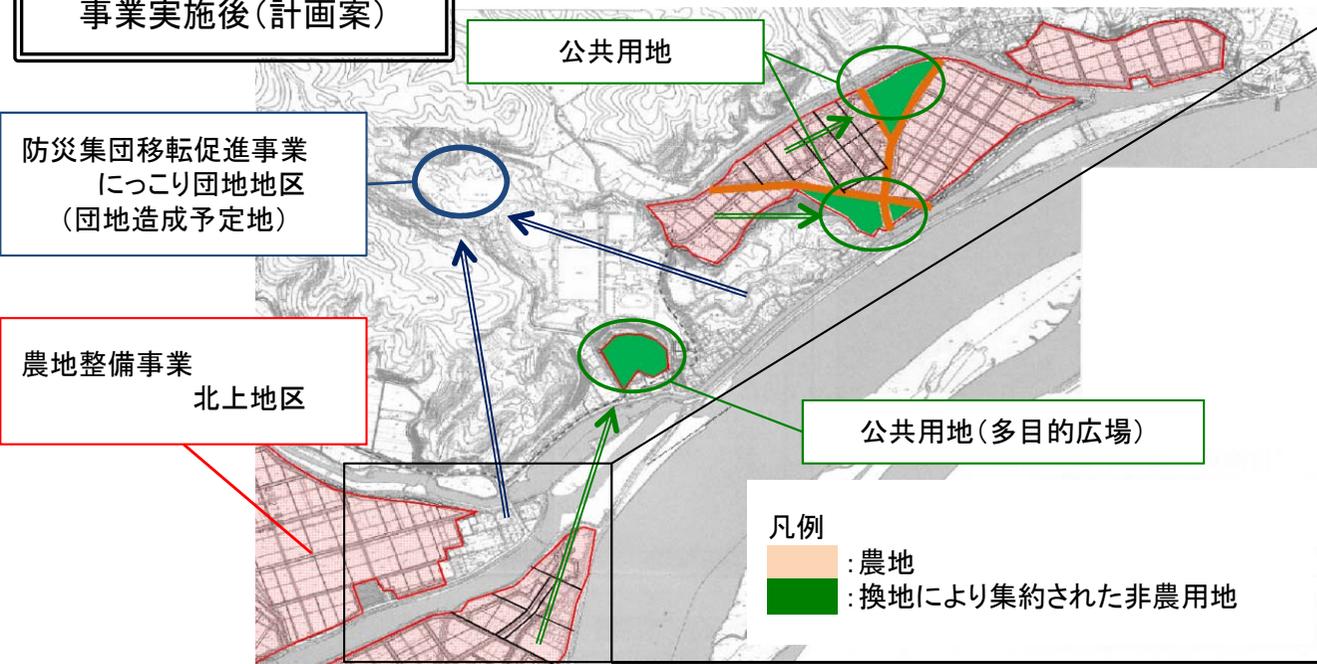
<主な対応状況(フォローアップ)>

- 担当者会議等(参集範囲:県、市町村等)の場において、農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携の活用を周知。
- 防災集団移転促進事業による高台等への住居の集団移転と併せて、農業農村整備事業による移転跡地等を含めた農地整備を行う計画を12市町(16地区)で進めており、このうち、3地区で事業を実施中。13地区において工事に向けた調査設計を進めているところ。
(H26.3月末時点)

<効果の検証(石巻市の例)>

- 石巻市の北上地区では、農業農村整備事業により移転跡地等の集約化を図り、移転先の造成団地の住民が利用する多目的広場を計画するなど、効率的な土地利用の実現に向け農地整備を推進。
- また、造成団地から発生する残土を農地整備に活用することにより、双方の事業費の縮減に寄与。

事業実施後(計画案)



・福島県内の避難指示があった市町村の住民の帰還を促進するため、平成26年1月10日に省令改正を行い、当該市町村が復興整備計画を策定し復興のための事業を実施する場合、第1種農地(原則転用不許可)の転用ができるよう措置。福島県川俣町では、復興整備計画策定に向け、現在、国及び県と調整中(平成26年5月現在)。

改正内容

原発事故により避難指示のあった福島県内の市町村において、次の場合に第1種農地(原則転用不許可)の転用を可能にする。

- ① 市町村が、地域の協議会で話し合い、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画を策定し、
- ② 同計画に位置付けられた復興整備事業が復興に必要なかつ適当で農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合

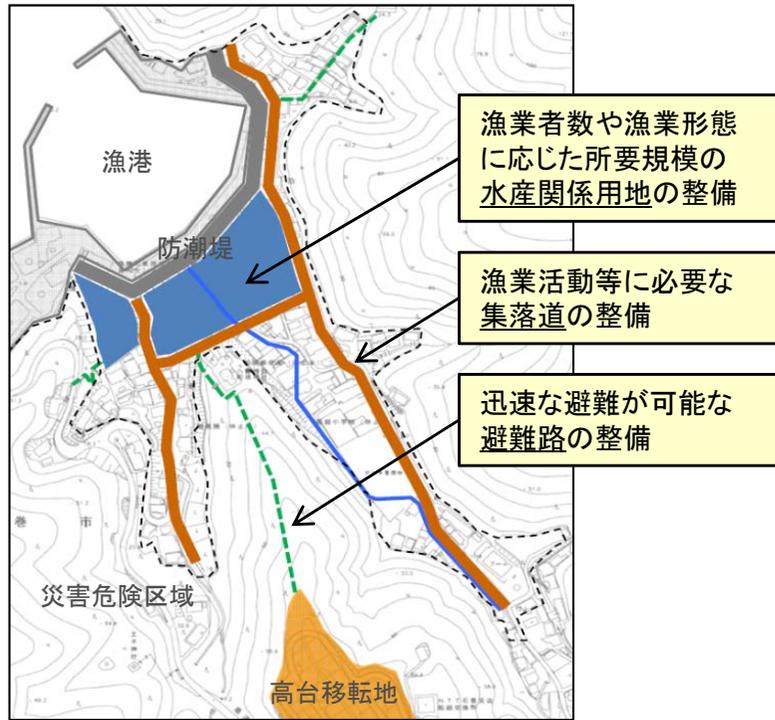
対象地域



被災した漁業集落の住まいと生業(なりわい)の復興のため、漁業集落防災機能強化事業(漁集事業)により住宅用地の整備や移転跡地等を活用した水産関係用地等の整備を約200地区で実施。(169地区で着手済、約30地区で計画準備中)

漁集事業による移転跡地等の整備

- ・ 水産関係用地を漁港背後の移転跡地等に整備
- ・ 併せて集落道や災害時の避難路等を整備



整備イメージ

○ 水産関係用地

○ 避難路



整備の促進に向けた取り組み

漁業集落は離半島部に多く、工事上の条件不利地での施工となるため、CM方式やUR都市機構の支援を活用し整備を促進。

①釜石市・花露辺地区

- ・ 防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業及び漁集事業を一体的に実施(市がURに施工を委託及び要請)
- ・ 漁集事業により移転跡地において水産関係用地・集落道等を整備

地区全景



【災害公営住宅の整備】



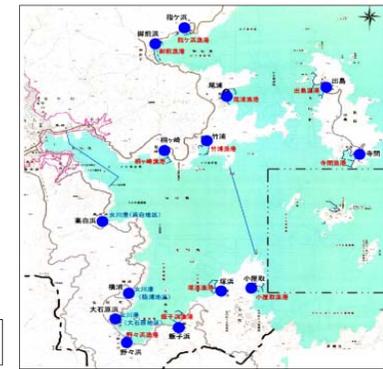
【防集事業による宅地整備】



【漁集事業による水産関係用地等整備】(一部竣工)

②女川町・離半島部

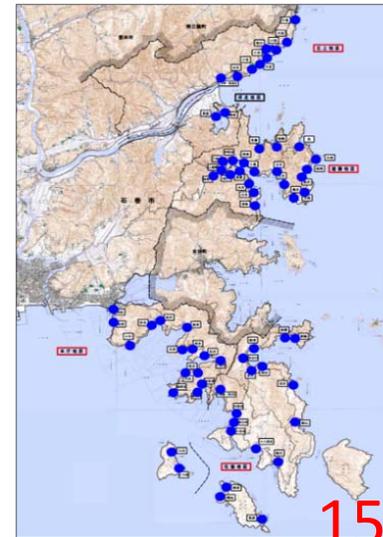
- ・ 離半島部14集落で事業実施予定
- ・ 町全体の事業を包括的に受託するURがCM方式で施工



③石巻市・離半島部

- ・ 離半島部の約60集落で事業実施予定
- ・ CM方式による施工

(URの発注者支援により市が発注)



住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース
(第7回会合)

これまでの加速化措置のフォローアップ、効果の検証

経済産業省・中小企業庁 説明資料

平成26年5月27日

- 田村市都路地区は、本年4月1日に避難指示区域で初めて避難指示の解除がされた地域。
- 原災被災地域において、住民の帰還促進を図るため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の実施する仮設施設整備事業を活用し、田村市都路地区にて仮設商業施設を整備。
本年4月6日に、古道地区及び岩井沢地区の2箇所、仮設商業施設「Domo」を開店。

<Domo 古道店>

- 住所：田村市都路町古道字遠下前地内
- 延べ床面積：約130㎡
- 敷地面積：約260㎡
- 取扱い商品：日用品、生活必需品、生鮮食料品、農産物、お惣菜等



(Domo 古道店)

<Domo 岩井沢店>

- 住所：田村市都路町岩井沢字平蔵内地内
- 延べ床面積：約85㎡
- 敷地面積：約200㎡
- 取扱い商品：日用品、生活必需品、生鮮食料品、農産物

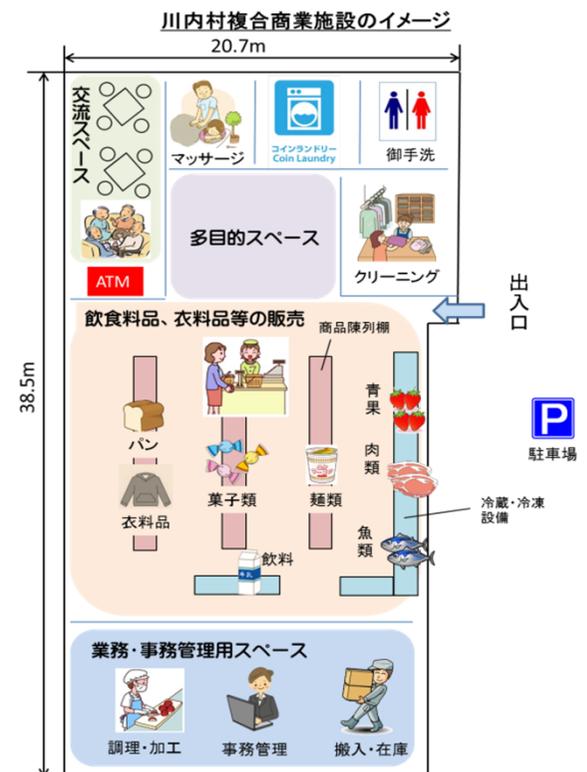


(店内の様相)

- 原子力災害被災地域において帰還住民の生活環境整備として、商業施設の整備が求められているところ。平成25年度補正予算において「津波・原災被災地域雇用創出企業立地補助金(商業施設等復興整備事業)」を創設(津波補助金の拡充)。
- 本年2月26日～8月29日で公募。本年3月25日、第一号案件として、川内村の公設商業施設整備事業の採択を本年3月25日に決定。

<内容>

- 施設名称:川内村複合商業施設
- 所在地:福島県双葉郡川内村下川内字宮ノ下23番1 他
- 建築面積:約732m²
- 運営:合同会社かわうち屋(地元企業や商工会等が出資)
- 提供内容:飲食料品、雑貨、衣料品等の販売
クリーニング取次サービス
コインランドリー 等
- 操業開始:平成26年中



住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース
(第7回会合)

これまでの加速化措置のフォローアップ、効果の検証

国土交通省 説明資料

平成26年5月27日

1. これまで実施した主な加速化措置と実績等について

○事業計画の軽微な変更の範囲を拡大(防災集団移転促進事業)

- ・土地取得困難地がある場合等に、事業計画の柔軟な変更を可能とするため、軽微な変更の範囲を拡大した旨を通知(H25.3.27)
- ・事業費の20%以上の増額となる場合も土地の価格上昇に伴う事業費の増額分を除き取り扱うことを可能とするなど、事業計画の変更手続きを簡素化した旨を通知(H25.9.26)

実績: 移転先用地の区域変更 308件(うち届け出によるもの169件) (H26.3月末時点)

○不明地権者の調査等における司法書士等の活用(防災集団移転促進事業)

- ・不明地権者の調査における司法書士等の活用及び当該調査に復興交付金を充てることができる旨と、復興まちづくり事業の早期進捗の観点からの適切な入札契約方式の選択について通知(H25.4.3)

実績: 司法書士、補償コンサルタント等への委託 22市町村(うち不明地権者調査に係る委託 4市町村)

※防災集団移転促進事業を実施している26市町村における実績(H26.3月末時点)

○起工承諾、公示送達等の適切な運用(土地区画整理事業)(津波復興拠点整備事業)

- ・土地区画整理事業において、起工承諾による工事着手、公示送達制度の適切な運用等による円滑な事業進捗を図るための方策について通知(H25.3.11)
- ・津波復興拠点整備事業において、起工承諾による工事着手、整備した宅地の賃貸による商店街の再生のため方策について通知(H26.1.16)

実績: (土地区画整理事業) 起工承諾 36地区 公示送達 2地区 (津波復興拠点整備事業) 起工承諾 12地区 (H26.3月末時点)

2. その他の加速化措置等について

○現地における「復興まちづくり事業に関する打合せ」の開催

- ・県・市町村と国土交通省(技術審議官を中心として各事業担当課長等が出席)・復興庁とで、防災集団移転促進事業・土地区画整理事業・津波復興拠点整理事業の実施地区について、現地の進捗状況・課題等について意見交換し、国として必要な技術的助言等を行うことにより、事業の円滑な推進を支援。

○取組事例の公表等(土地区画整理事業)

- ・法手続きの短縮措置の活用や起工承諾の活用、所有者不明の土地における公示送達の適切な運用の周知により、引き続き早期工事着手、事業の円滑な進捗を図っていく。また、取組事例をH26.3.31に公表・周知済み。

○取得土地活用のガイダンス等における明確化(防災集団移転促進事業)

- ・土砂や資材置き場の確保などの復興ニーズに対応し、取得した土地について、譲渡や交換が可能である旨をガイダンスにおいて明確化し、その旨を通知。(H25.9.26)

- ・取得した移転跡地の土地について、地方公共団体が保有したまま使用し、又は貸し付けることは復興交付金の交付の目的に反するものではない旨を通知(H26.3.6)

- ・防災集団移転促進事業及び土地区画整理事業については、全ての地区で法定手続きが完了。
- ・工事着手済みは、防災集団移転促進事業が302地区(90%)、土地区画整理事業が37地区(73%)、津波復興拠点整備事業が14地区(58%)。
- ・防災集団移転促進事業において、50地区(15%)が造成工事完了。

【被災3県の状況】

	全体地区数	法定手続き済	工事着手済 ^{注4)}
防災集団移転促進事業	337地区 ^{注1)}	大臣同意 337地区(100%)	302地区(90%) ^{注5)}
土地区画整理事業	51地区 ^{注1)}	都市計画決定 51地区(100%) 事業化 ^{注3)} 51地区(100%)	37地区(73%)
津波復興拠点整備事業	24地区 ^{注2)}	都市計画決定 18地区(75%) 事業認可 18地区(75%)	14地区(58%)

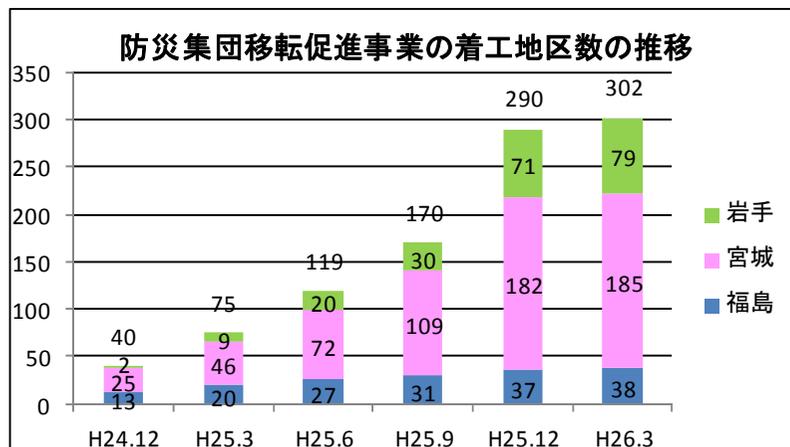
注1) 住まいの復興工程表に基づく面整備事業を行う地区数

注2) 第1次～第8次の復興交付金が交付された地区数。

注3) 事業認可済の地区、事業認可手続き中(事業計画の縦覧開始後)の地区、緊急防災空地整備事業着手済みの地区を計上。

注4) 工事発注(設計付き工事発注を含む)済の地区数

注5) このほか、茨城県北茨城市の2地区において工事着手済み



造成工事進捗状況の例

防災集団移転促進事業【岩沼市玉浦西地区】



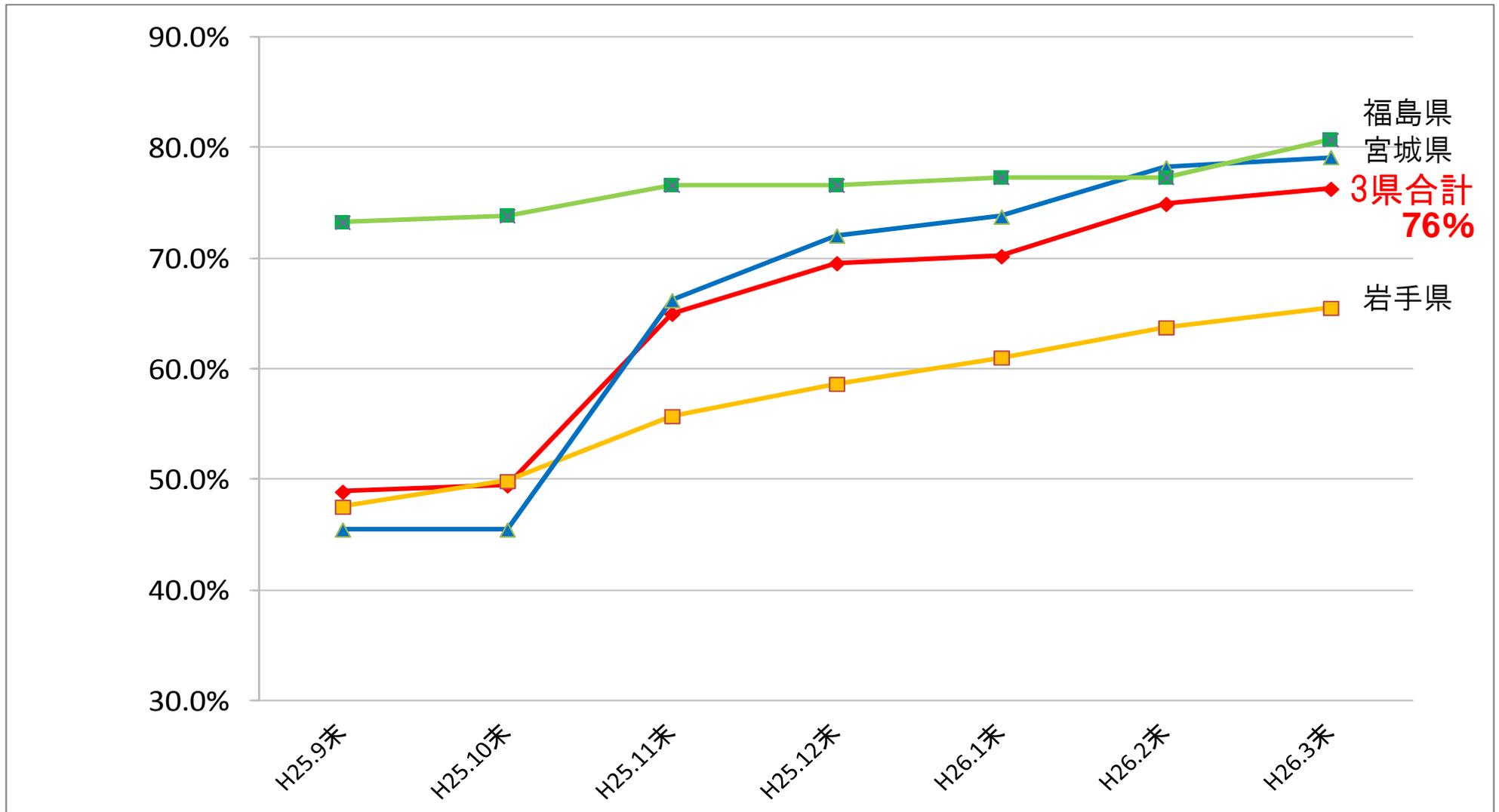
岩沼市玉浦西地区(団地南側より北側を眺望)4月19日時点

民間住宅等用宅地: 全158戸

- ・平成25年12月
造成工事一部完了
(35戸)
- ・平成26年4月
造成工事全完了
(123戸)

- 被災3県の用地取得率は半年間で、約49%から約76%へと上昇。
- 県別では、岩手県が66%、宮城県が80%、福島県が81%。

被災3県の用地取得率の推移



（加速化措置）

○ 防災集団移転促進事業における取得困難地での事業計画変更手続きの簡素化及び周知

・「直近の国土交通大臣が同意した集団移転促進事業計画の補助対象事業費の合計額の20%未満の変更」を軽微な変更の対象とする旨を地方公共団体に通知。
 (H25.3.27)

・補助対象事業費の合計額の20%以上の変更についても、土地の価格上昇にともなう事業費の増額分を除き取り扱うことを可能とするなど、事業計画の変更手続きを簡素化した旨を地方公共団体に通知。(H25.9.26)

（主な効果）

○ 住宅団地の用地取得が困難な場合などにおいて、より簡単に区域変更が可能となり、事業計画変更手続きに要する手間と時間を削減。(事例:宮城県東松島市 約2か月短縮)

実績

移転先用地の区域変更実績
 (H26.3末時点累計件数)

県名	変更件数	うち届出によるもの
岩手県 (88地区)	103件 (63地区)	39件 (27地区)
宮城県 (189地区)	169件 (128地区)	110件 (98地区)
福島県 (60地区)	36件 (28地区)	20件 (20地区)
茨城県 (2地区)	0件 (0地区)	0件 (0地区)
合計 (337地区)	308件 (219地区)	169件 (145地区)

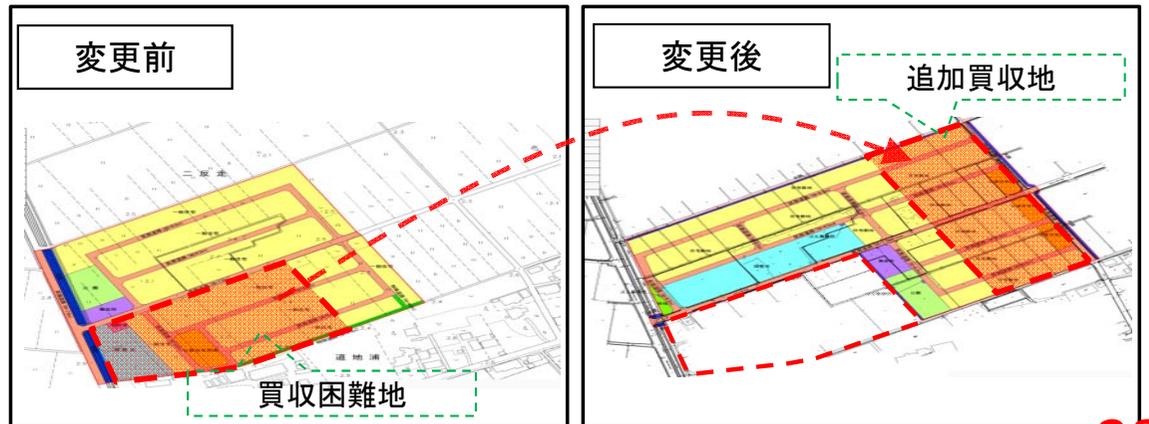
事例

東松島市矢本西地区（計画戸数127戸 事業期間 H24～H28年度）

⇒ 住宅団地の用地取得が難しい場合には、取得可能な場所へ住宅団地を柔軟に変更することで事業を加速化

⇒ H25年1月に工事着手、H26年6月に工事完了予定

※本地区は通知前に大臣同意を得て計画を変更しているが、現在では多くの地区が届け出により計画変更を行っている。



（加速化措置）

不明地権者の調査における司法書士等の活用及び当該調査に復興交付金を充てることができる旨と、復興まちづくり事業の早期進捗の観点から適切な入札契約方式について通知（H25.4.3）

（主な効果）

- 用地取得に関する業務を外部に委託することにより、自治体のマンパワー不足を軽減し、移転先用地取得を効率的に実施。
- 特に、相続人多数の場合は、権利調査などに時間を要することから、外部委託することにより、効率的な事業進捗が可能。

実績

用地取得関係業務における補償コンサルタント等の活用状況について

（H26.3末時点）

県名	補償コンサルタント等に委託した市町村数	うち所有者不明土地に関する委託
岩手県	7	2
宮城県	10	1
福島県	5	1
茨城県	0	0
合計	22	4

→ 防災集団移転促進事業実施26市町村のうち、**22市町村**において、**外部委託を実施**

事例

補償コンサルタント等を活用した具体的事例と用地取得率

○ 野田村

・土地開発公社を活用し、用地取得に関する業務を実施。

→約5ヶ月の期間を要する立木補償調査などを補償コンサルタントに委託

- 契約時期：H24年4月
- 移転先用地取得率の推移：H24.3末（0%）→H24.12末（100%）

○ 陸前高田市

・補償コンサルタントに、家屋調査、立木調査、権利調査等の業務を委託

- 契約時期：H24年8月
- 移転先用地取得率の推移：H25.3末（9%）→H26.3末（77%）

○ 石巻市

・補償コンサルタントに、補償調査等の業務を委託。

- 契約時期：H24年度下半期からH25年度上半期にかけ数本に分けて契約
- 移転先用地取得率の推移：H25.3末（7%）→H26.3末（79%）

○ 南三陸町

・補償コンサルタントに土地評価算定業務、物件調査等の業務を委託。

建設コンサルタントに地積測量図作成、立木補償業務を委託。

- 契約時期：H24年度下半期からH25年度上半期にかけ数本に分けて契約
- 移転先用地取得率の推移：H25.3末（6%）→H26.3末（87%）

（加速化措置）

- ① 発注者、建設業団体、資材団体により需給見通し等を共有
- ② 公共による公共事業専用のプラントの設置

（主な効果）

- ① 建設資材対策地方連絡会・分会等を開催し、きめ細やかな需給安定化対策を実施
- ② 公共による公共事業専用のプラントの設置により、地区における生コンクリートの供給能力を向上

○発注者、建設業団体、資材団体による情報共有

- ・建設資材対策地方連絡会・分会等の開催により、地域ごとにきめ細かな需給安定化対策を検討
- H23 7回、H24 26回、H25 39回、H26 3回(H26.4現在)
- （復興加速化会議含む）



○生産能力増強対策

- ・民間プラントの増設
- 震災後10基が増設(H26.4現在)
- ・ミキサ一船の活用
- 7基が稼働
- ・海運等による地域外からの骨材調達
- H24生コン月平均出荷量の約半分に相当する骨材を地域外から調達
- ・直轄ダム等に堆積した砂利を骨材として活用(H25.5月より七ヶ宿ダム等にて採取開始)



コンクリート二次製品の設置状況



ミキサ一船

○公共工事向けプラントの設置

- ・災害復旧工事や道路工事等において、仮設プラントを設置し、当該工事に生コンクリートを供給。
- 既存プラントへの需要を減少させることにより、地域全体の供給の円滑化を図る。

岩手県 : 宮古・釜石地区の三陸沿岸道路工事(国交省)
(各1基 合計2基 H26.9稼働予定)

宮城県 : 気仙沼・石巻地区の災害復旧工事(宮城県)
(各2基 合計4基 H26.5稼働開始)

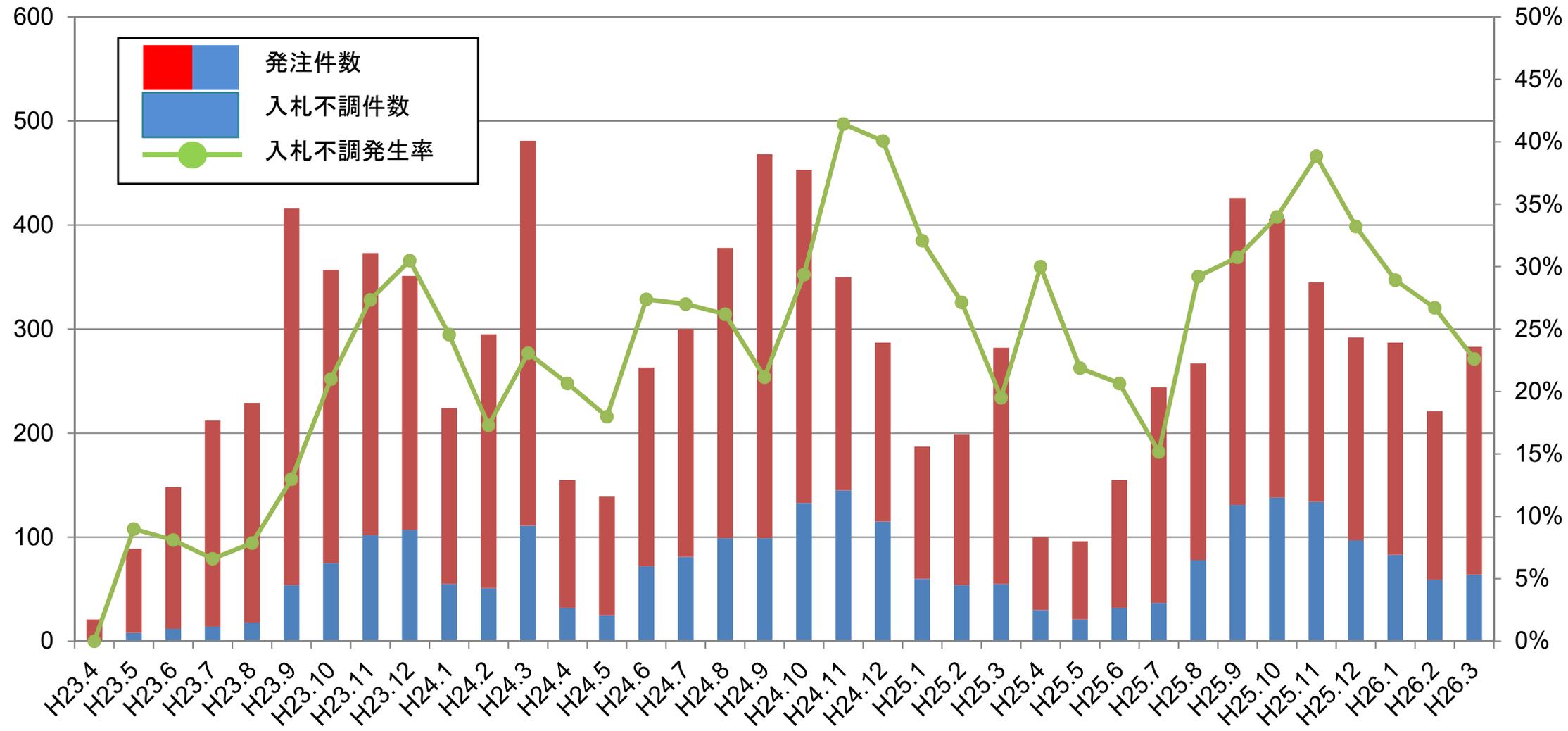
○資材調達等の円滑化対策

- ・工期において余裕期間を設定
- ・各発注機関の発注見通しを統合して公表
(地区ごとに毎月更新中)

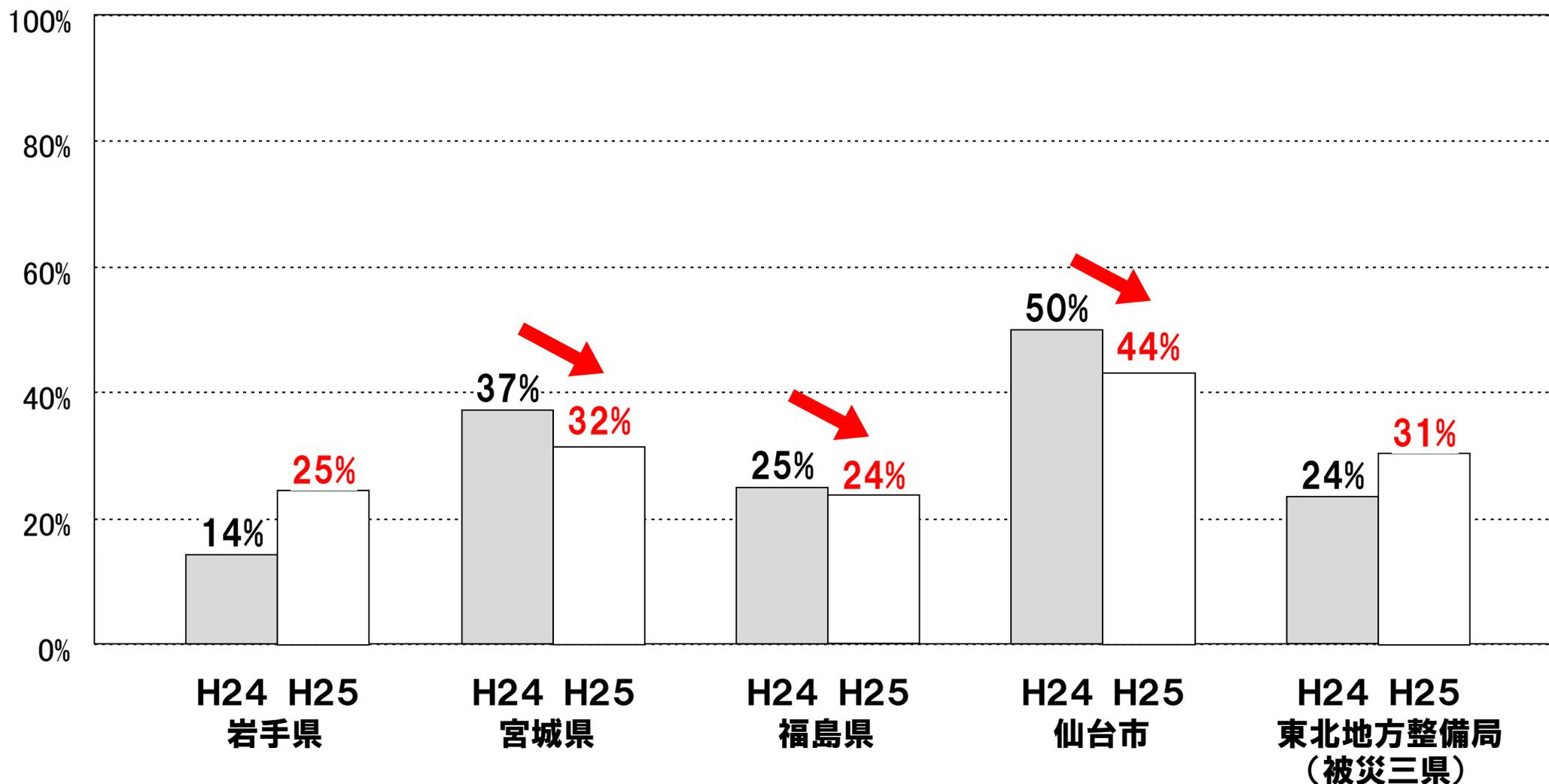


宮城県(気仙沼) 仮設プラント

FU & 効果検証 (参考資料) 被災地 (被災三県+仙台市) の発注工事 (土木一式工事) における入札不調の状況



	平成23年度計			平成24年度計			平成25年4月			平成25年5月			平成25年6月			平成25年7月			平成25年8月			平成25年9月			平成25年10月			平成25年11月			平成25年12月			平成26年1月			平成26年2月			平成26年3月		
	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率																											
岩手県	765	80	10%	891	127	14%	23	6	26%	17	1	6%	58	7	12%	43	5	12%	74	11	15%	120	25	21%	86	32	37%	80	32	40%	62	21	34%	39	13	33%	36	12	33%	115	26	23%
宮城県	505	139	28%	674	250	37%	11	1	9%	29	7	24%	22	6	27%	62	10	16%	54	16	30%	84	29	35%	83	31	37%	57	31	54%	49	22	45%	75	25	33%	70	21	30%	64	15	23%
福島県	1,547	214	14%	1,411	351	25%	31	12	39%	31	9	29%	62	15	24%	99	12	12%	100	30	30%	167	44	26%	178	49	28%	163	44	27%	141	36	26%	138	28	20%	93	19	20%	89	16	25%
仙台市	379	174	46%	485	242	50%	35	11	31%	19	4	21%	13	4	31%	40	10	25%	39	21	54%	55	33	60%	59	26	44%	45	27	60%	40	18	45%	35	17	49%	22	7	32%	15	7	47%
合計	3,196	607	19%	3,461	970	28%	100	30	30%	96	21	22%	155	32	21%	244	37	15%	267	78	29%	426	131	31%	406	138	34%	345	134	39%	292	97	33%	287	83	29%	221	59	27%	283	66	23%



※H24:平成24年4月～平成25年3月の入札不調発生割合

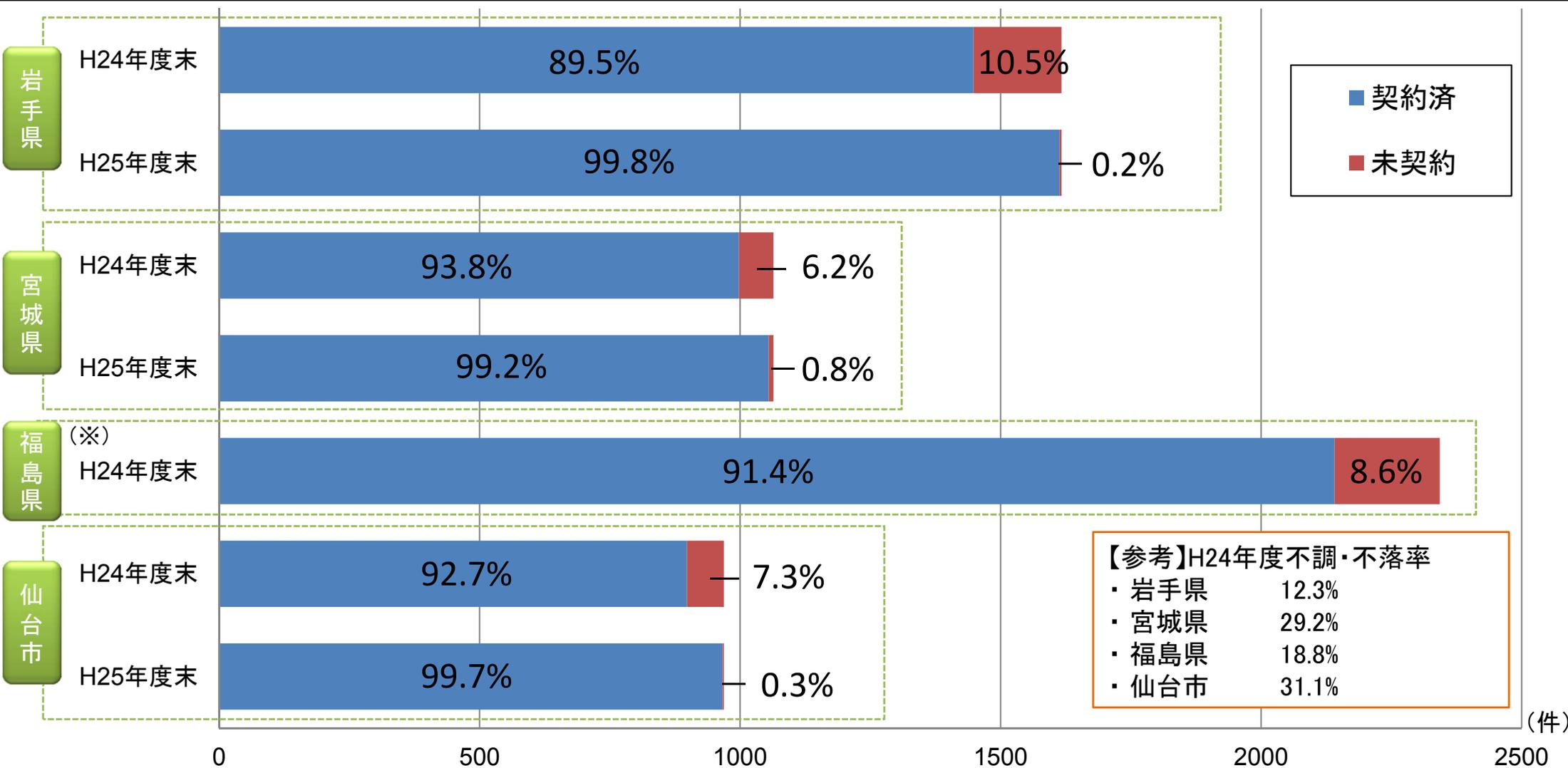
※H25:平成25年4月～平成26年3月の入札不調発生割合

※各機関とも「土木」工事を対象

※被災三県仙台市については、本省土地・建設産業局建設業課のデータを使用。

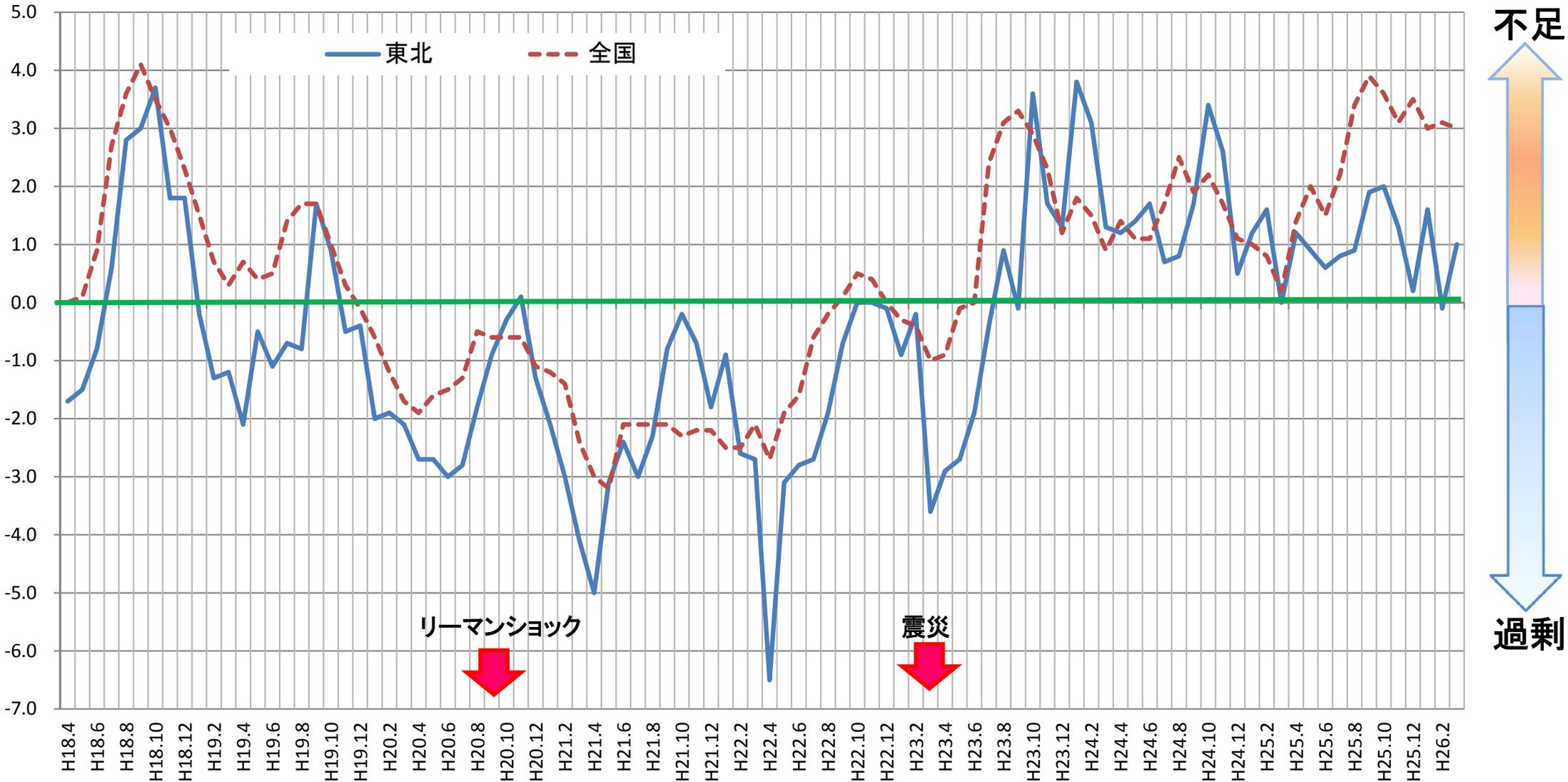
※東北地方整備局は、東北地整管内工事のうち、被災三県の集計データを使用。

- 平成24年度発注工事は、一旦、不調・不落となった後、再発注等により契約できているものを含め、概ね年度内に契約できている。
- また、平成25年度に積み残しとなった工事についても、現時点でほぼ全て契約できている。



(※) 集計は出来ていないが、他の3団体と同様に現時点でほぼ全て契約できている。

- 本年2月の建設労働者主要6職種(=型わく工(土木、建築)、左官、とび工、鉄筋工(土木、建築))の過不足率については、
 - ・全国では、前年同月と比較して2.3ポイント不足幅が拡大している。
 - ・東北地域では、前年同月と比較して1.7ポイント不足幅が縮小し、0.1%過剰となっている。
- 全国、東北地域いずれの不足率も、直近のピークである平成18年頃を、下回っている。



※「6職種」とは、型枠工(土木)、型枠工(建築)、左官、とび工、鉄筋工(土木)、鉄筋工(建築)をいう。

※調査対象は建設業法場の許可を受けた法人企業(資本金300万円以上)で、調査対象職種の労働者を直用する建設業者のうち全国約3,000社(うち有効回答者数1,122社(H26.3の場合))

※現在の過不足状況調査事項: モニター業者が手持ち現場において①確保している労働者数、②確保しなかったが出来なかった労働者数、③確保したが過剰となった労働者数

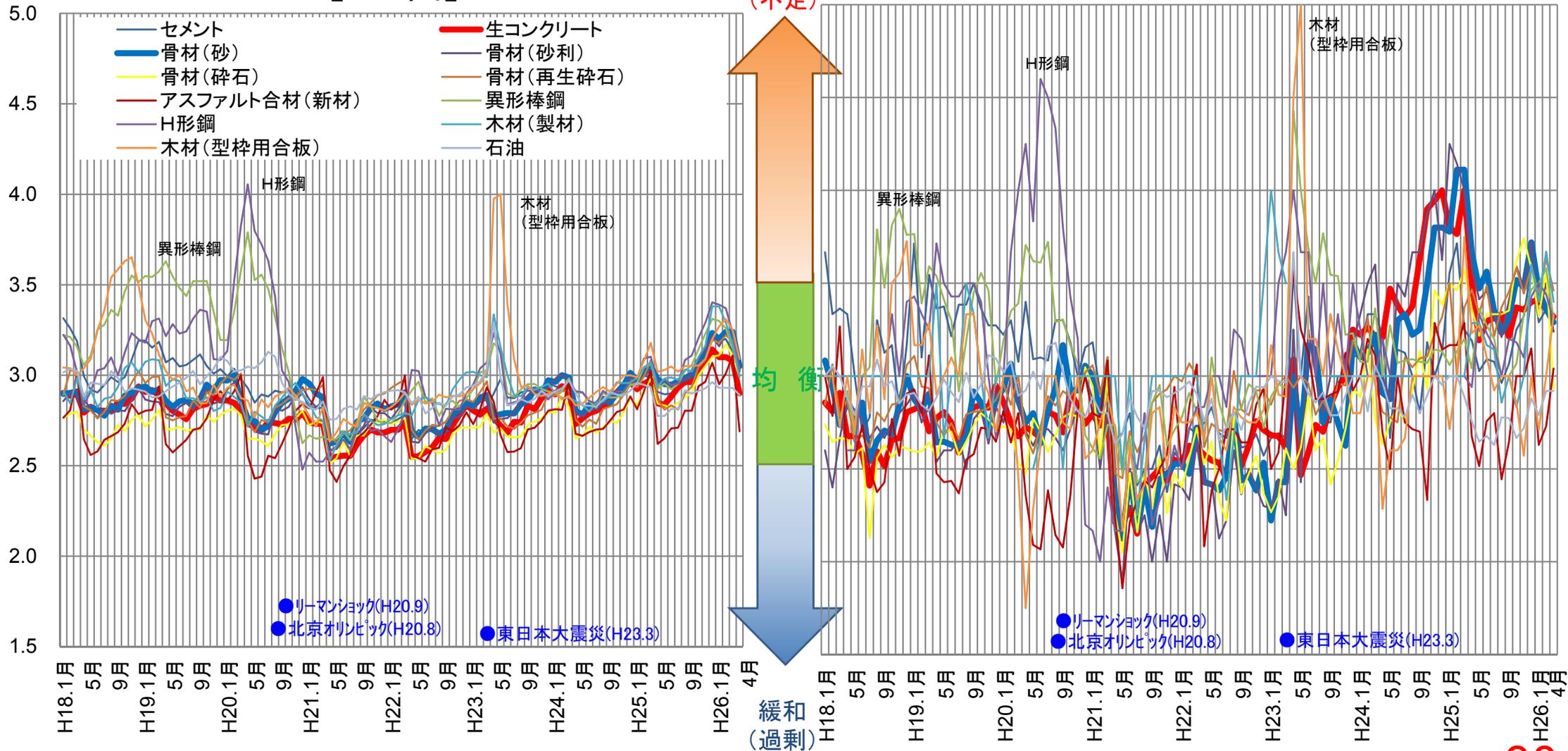
$$\text{過不足率} = ((\text{②} - \text{③}) / (\text{①} + \text{②})) \times 100$$

出典: 労働需給調査(国土交通省)

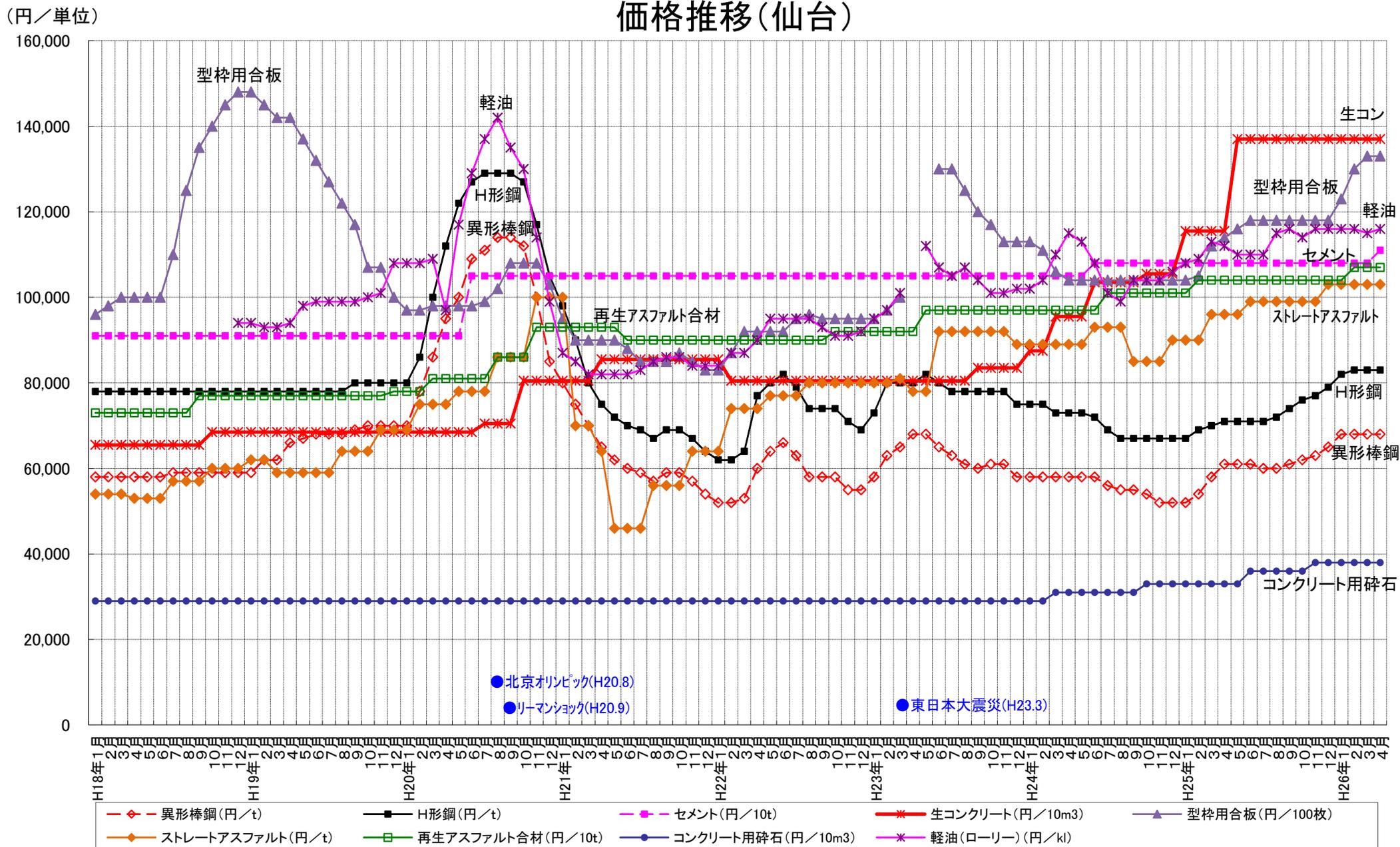
- 全国的に深刻な不足傾向は見られない
- 被災3県では、深刻な不足傾向は見られないが、生コンクリート、骨材、鋼材については、今後も注視

【全 国】

【被災3県】



※数字は、モニターから得た回答「緩和」「やや緩和」「均衡」「ややひっ迫」「ひっ迫」を1～5点とし、全モニターの回答を平均したもの
 出典：主要建設資材需給・価格動向調査(国土交通省)



（加速化措置）

- 発注者、建設業団体、資材団体等で構成する情報連絡会を開催し、需給見通しを共有
⇒「建設資材対策東北地方連絡会」に「災害公営住宅専門部会」を新たに設置

<主な対応状況(フォローアップ)>

- 災害公営住宅専門部会を平成25年9月6日に設置、開催し、今後の災害公営住宅に係る建設量、建築資材の需給見通しや課題・問題点と対応状況等について意見交換を実施。
（東北地方整備局に設置）

メンバー

発注機関

- 岩手県 県土整備局
- 福島県 土木部
- 宮城県 土木部
- 仙台市 都市整備局

建設業者団体

- 東北建設業協会連合会
- (一社)日本建設業連合会
東北支部

関係機関

- (一社)住宅生産団体連合会
- 各県地域型復興住宅推進協議会
- (独)都市再生機構
- 東北地方整備局 建政部

オブザーバー

- 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
- 国土交通省 住宅生産課
- 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課
- 国土交通省 東北地方整備局 企画部・営業部

- これを受け、住宅の復興関係の下記の会議等を活用し、各県ごとに、発注機関・受注者間で情報共有・意見交換をきめ細かく実施。

岩手県

- 9/27 岩手県プレハブ建築協会と意見交換
- 2/17 岩手県の住宅再建に係る生産者等意見交換会

宮城県

- 11/13 宮城県建設業協会建築員会と意見交換
- 11/20 みやぎ復興住宅整備推進会議
- 2/12 みやぎ復興住宅整備推進会議

福島県

- 9/27 福島地域型復興住宅推進会議
- 2/3 ふくしま復興住宅供給促進会議

- 今後も状況に応じて、機会を捉えて情報共有・意見交換を継続的に実施

（加速化措置）

○都市再生機構（UR）の活用等

<主な対応状況（フォローアップ）>

○URは22の被災自治体と協定等を締結し、当該自治体からの委託又は要請を受けて復興市街地整備事業（22地区）並びに災害公営住宅の整備（要請戸数：3,258戸）を推進。

○このため、事業の本格化に併せて、現地復興支援体制を25年4月より303名とし、さらに26年4月1日には400名体制に強化するとともに、各本部で迅速に意思決定できる岩手震災復興支援本部、宮城・福島震災復興支援本部の2本部体制に組織改編。

【UR職員の被災地への派遣状況（平成25年4月～）】

（各月1日時点の人数 単位：人）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
303	311	311	315	314	316	320	325	325	329	330	332	400

<効果の検証>

○災害公営住宅の整備及び譲渡について、15市町から3,258戸の建設要請を受け、1,577戸で工事着手済。（うち完成 365戸。）

○個別地区の事業推進 [201名]

- ・ 現地 (12市町) に復興支援事務所を設置 (面整備事業、住宅計画を実施)
- ・ 復興住宅工事事務所 (3事務所) を設置 (住宅工事監理を実施)

市町 (人数)

工事事務所 (人数)

○地方公共団体への職員派遣 [6名]

派遣要望のあった1県1市1町に職員を派遣

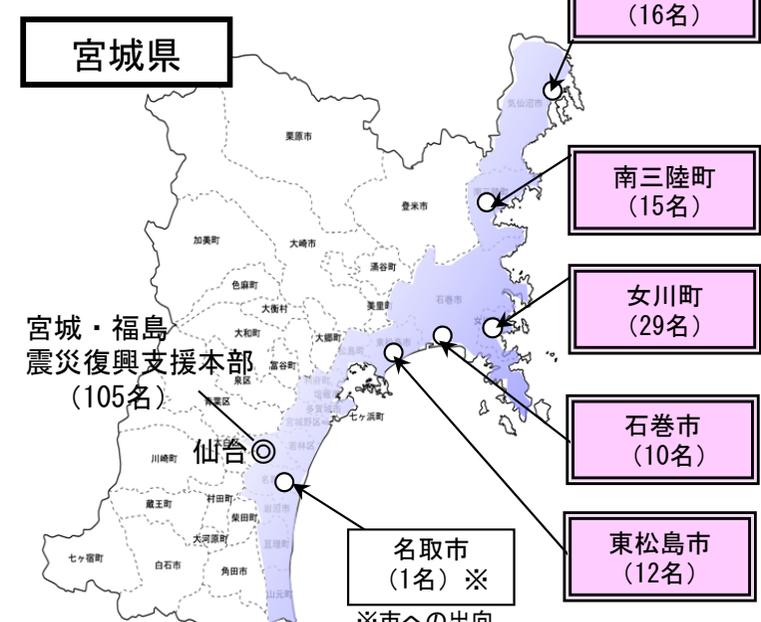
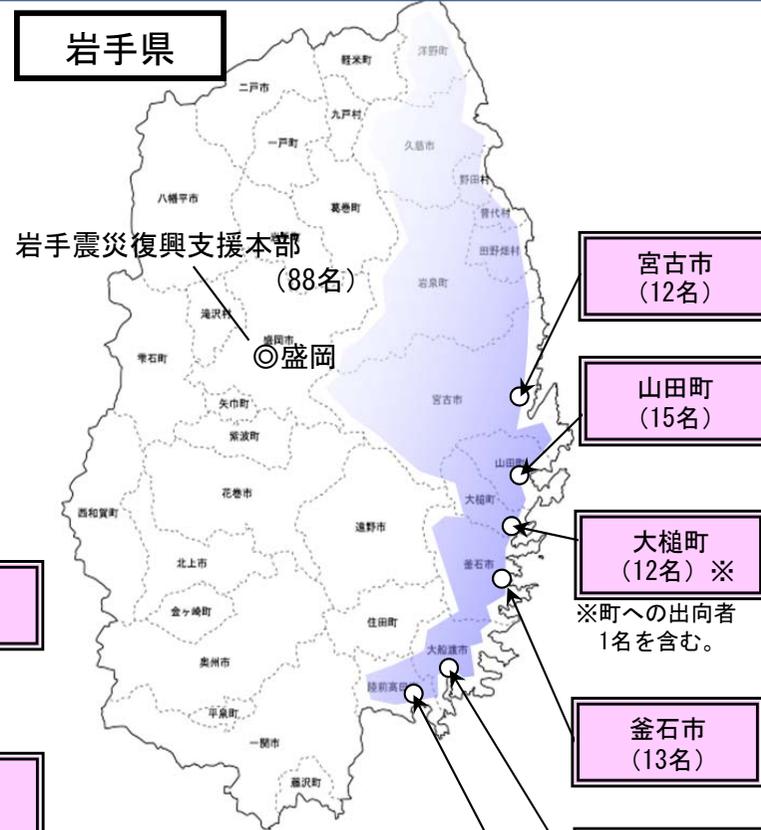
県市 (人数)

○震災復興支援本部 [193名]

復興支援事務所と共に災害公営住宅の整備・面整備事業を推進

- ・ 岩手震災復興支援本部 (盛岡) [88名]
- ・ 宮城・福島震災復興支援本部 (仙台) [105名]

合計 400名



宮城南・福島復興住宅工事事務所 (7名)
(拠点: 仙台市)

宮城北復興住宅工事事務所 (9名)
(拠点: 石巻市)

岩手復興住宅工事事務所 (7名)
(拠点: 釜石市)

（加速化措置）

○都市再生機構（UR）の活用等

- 15市町から3,258戸の建設要請を受け、1,577戸で工事着手済。（うち完成 365戸）
- 地域の防災拠点整備、高齢者・子育て層の安心居住、地元企業・産材の活用等に配慮

①陸上競技場跡地を活用した災害公営住宅（女川町陸上競技場跡地地区）

平成26年3月完成済

- 陸上競技場跡地の活用による早期整備（着工から11か月のスピード竣工）
- コミュニティプラザ（ふれあいカフェ、生活支援スペース）を併設
- エコ住宅（太陽光発電、LED照明）

敷地面積：約2.3ha
 構造階数：RC造 3～4階建
 戸数：200戸 2K：28戸、2DK：66戸
 2LDK：65戸、3DK：23戸
 3LDK：11戸、4LDK：7戸
 スケジュール：平成25年4月建設工事着工、
 平成26年3月28日竣工・入居開始
 同日、竣工式典を開催



住宅外観1 敷地北側からH26.3下旬



住宅外観2 敷地北側からH26.4



代表的な住戸プラン



（配置計画）

（加速化措置）

○都市再生機構（UR）の活用等

②災害公営住宅整備スピードアップの取組み（陸前高田下和野地区） 工事中・平成26年9月完成予定

○市の依頼により、**URが従前地権者から工事実施に関する同意を得て、土地区画整理事業予定地内の宅地の嵩上げを先行実施**（H25.1着工）

完成時期を一年以上前倒し

高田地区土地区画整理事業予定地内

（URが土地区画整理事業と住宅建設を支援）

敷地面積：約1.0ha

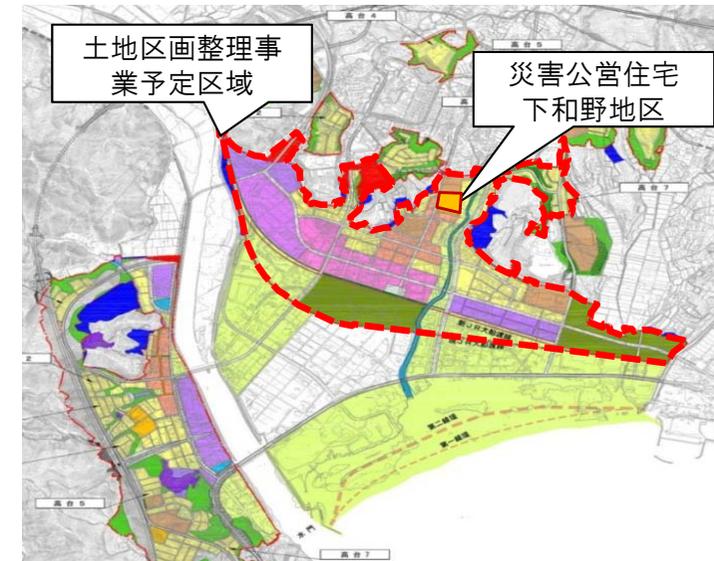
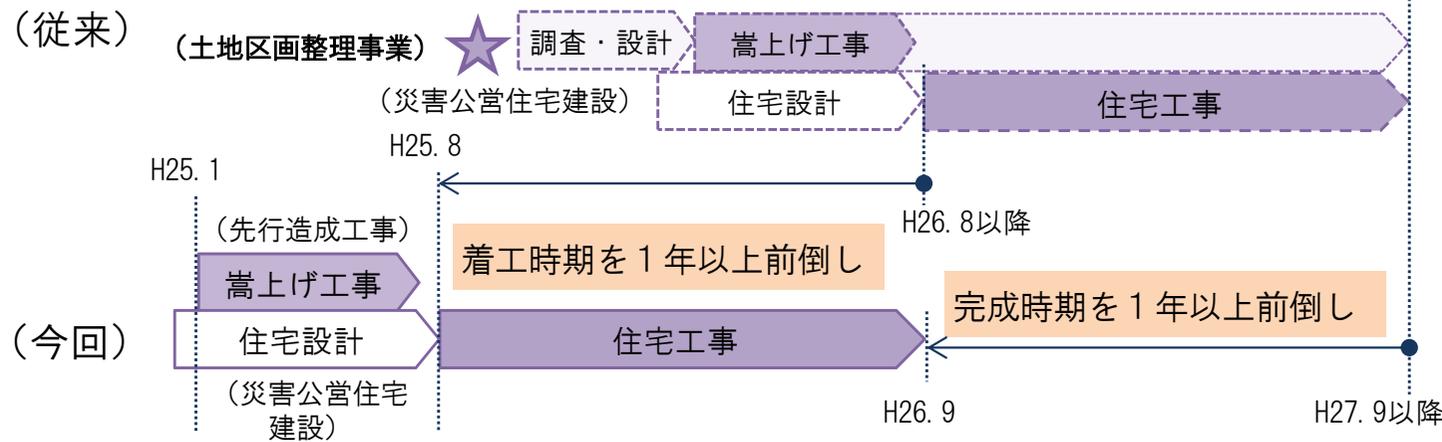
構造階数：RC造 5～7階建

戸数：120戸（1DK：11戸、2DK：63戸、

2DK（車いす対応）：10戸、3DK：36戸）

スケジュール：平成25年8月着工、平成26年9月竣工（予定）

<スケジュール短縮>



嵩上げを行った宅地



（その他、URによる災害公営住宅整備スピードアップの取組み）

○設計・施工一括方式の採用

○市場価格を十分調査した発注

（加速化措置）

○被災3県における標準建設費の見直し

（災害公営住宅に係る被災3県における主体附帯工事費の引上げ・特別加算の枠の追加）

<主な対応状況（フォローアップ）>

（標準建設費の見直し）

○平成26年度当初予算において、公営住宅整備等に係る工事費の動向を踏まえ、標準建設費の引上げを措置

（参考）被災3県における標準建設費の引き上げ率 低層：+4.8% 中層：+6.4% 高層：+6.7%

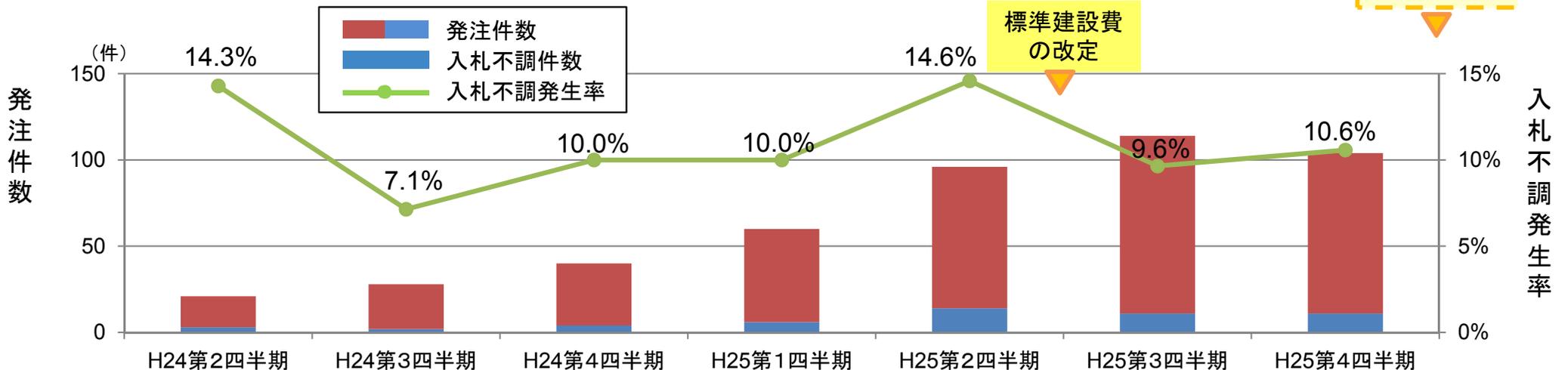
○なお、東日本大震災以降、被災地の建築工事費が大幅に上昇していることから、平成25年9月1日付けで被災3県における災害公営住宅整備事業等に適用される標準建設費について見直しを措置。

- ・主体附帯工事費（建築主体の工事費）の上限を15%引き上げる
- ・工期の短縮等その他特殊事情による工事費の上昇等に対応するため特例加算の枠を設ける

<効果の検証>

○災害公営住宅の発注における入札不調発生率は低く抑えられている。

（また、不調・不落となった案件についても、再入札等により契約まで至っている。）



<被災3県の災害公営住宅発注工事における入札不調の状況>（平成26年3月31日時点）